

スポーツツーリズム推進による交流拡大事業
【スポーツ合宿推進事業】実施要領 取扱指針

スポーツツーリズム推進による交流拡大事業【スポーツ合宿推進事業】実施要領（以下「要領」という）の各事項について、具体的な取扱等を定める。

1 補助対象事業（要領第4関係）

(1) スポーツ合宿実施期間中、県内のスポーツ団体又は地域住民等と交流を図らなければ、補助対象事業として該当にならない。

（例）県内スポーツ団体との強化練習・練習試合の実施、地域住民等を対象としたスポーツ教室・講習会の開催、公開練習の実施等

(2) 宿泊数が連続3泊以上のスポーツ合宿かつ連続3泊以上する者の宿泊料のみ補助対象とする。ただし、補助対象事業参加者の一部の宿泊数が3泊未満となった場合、補助事業者の責に帰すことのできない理由※により、宿泊数が3泊未満で合宿が中止となった場合は補助対象事業となる。

※補助事業者の責に帰すことのできない理由の例：天変地異等によりスポーツ施設又は宿泊施設が使用できなくなった。など

例)

補助事業①	補助事業実施予定期間	補助事業実績期間	補助金額
Aさん	6泊7日	6泊7日	6,000円
Bさん	6泊7日	2泊3日（出発地災害により公共交通機関不通のため遅れて参加）	2,000円

補助事業②	補助事業実施予定期間	補助事業実績期間	補助金額
Cさん	4泊5日	2泊3日（大雨による水害のためスポーツ施設利用不可により）	2,000円
Dさん	4泊5日	2泊3日（自己都合による）	0円

2 補助対象除外事業（要領第5関係）

(1) 主に営利を目的とした事業

主催団体自らの利益を目的として行う事業を指す。

(2) 宗教的又は政治的活動を目的とした事業

事業内容に宗教色、政治色があると判断される事業を指す。

(3) 事業費に直接又は間接的に他の県費が含まれる事業

補助対象経費に他の県費（補助金又は交付金）が含まれる、又は含まれる見込みのある事業を指す。

(4) 国庫補助対象となる事業

スポーツ合宿が国庫補助対象となる、又はなると見込まれる事業を指す。

3 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額（要領第6関係）

(1) 1人1泊あたりの宿泊費（3食分の食事代含む）が該当する補助単価を下回る場合は、実費が補助金の額となる。

4 実績報告（要領第11関係）

3 秋田県スポーツ情報ステーション (<https://akitasports.com>) 等に合宿状況の写真やアンケートの内容を掲載することがある。

5 決定の取り消し及び補助金の返還（要領第14関係）

次のいずれかに該当することが判明した場合、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、すでに交付金が交付済みの場合は、返還を命ずる。

- ・補助金を他の目的に使用した場合
- ・提出書類の記載事項に虚偽がある場合
- ・補助事業の実施方法が不適正である場合
- ・財務規則の規定又は交付の条件に違反した場合